

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 岡山厚生年金 事案 755

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から同年12月1日まで

B事業所の事業縮小に伴い、私を含む同事業所の従業員10人全員がA事業所に移籍した。移籍に際して継続して勤務しており、給与も支給されていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の上司及び同僚（複数）の証言から、申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所の取締役であり、その後、A事業所においてC部長であった申立人の当時の上司は、「B事業所が解散することになり、友人が社長をしていたA事業所に、従業員全員を移籍させた。申立期間は、継続して勤務しており給与も支払われ、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と証言している。

さらに、当時の同僚は、「昭和36年11月に、すべての従業員がA事業所に移籍し、継続して勤務していた。給与も支給されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年12月の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 2 日から 39 年 4 月 1 日まで

結婚のため昭和 39 年 3 月末にA事業所を退職したが、退職の際に同事業所から脱退手当金について説明を受けた記憶はなく、脱退手当金の請求手続を行った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求手続を行っていないと回答している上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人がA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から1年8か月後の昭和40年11月26日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は申立期間直後の昭和39年7月\*日に婚姻し改姓しているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票に記録された氏名は変更処理が行われておらず旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所を退職した4か月後の昭和39年7月に国民年金の被保険者資格を取得し、同月から国民年金保険料を納付しており、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 岡山厚生年金 事案 757～770(別添一覧表参照)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA事業所における<申立期間(賞与支給日)>(別添一覧表参照)の標準賞与額の記録を<訂正後標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間(賞与支給日)>(別添一覧表参照)

A事業所から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、この賞与に係る記録が無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控除に関する資料(給与項目一覧表)から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合

う標準賞与額から、＜申立期間(賞与支給日)＞(別添一覧表参照)における標準賞与額に係る記録を＜訂正後標準賞与額＞(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 14 件 (別添一覧表参照)

別添一覧表

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
757			女	昭和49年生		平成16年3月31日	11万3,000円
						平成16年6月30日	36万7,000円
						平成16年12月30日	47万7,000円
						平成17年3月31日	9万9,000円
						平成17年6月30日	37万3,000円
						平成17年12月29日	49万7,000円
						平成18年3月31日	10万2,000円
						平成18年6月30日	37万3,000円
						平成18年12月30日	48万4,000円
758			女	昭和51年生		平成17年6月29日	16万5,000円
						平成17年12月29日	18万円
						平成18年6月30日	18万8,000円
						平成18年12月30日	18万3,000円
759			女	昭和50年生		平成16年3月31日	11万円
						平成16年6月30日	21万9,000円
760			男	昭和57年生		平成17年6月30日	8万4,000円
						平成17年12月29日	17万8,000円
						平成18年3月31日	8万2,000円
						平成18年6月30日	20万9,000円
						平成18年12月30日	20万3,000円
761			女	昭和46年生		平成16年3月31日	12万6,000円
						平成16年6月30日	46万3,000円
762			女	昭和52年生		平成16年3月31日	11万5,000円
						平成16年6月30日	40万1,000円
						平成16年12月30日	51万3,000円
						平成17年3月31日	10万1,000円
						平成17年6月30日	45万5,000円
						平成17年12月29日	55万4,000円
						平成18年3月31日	11万4,000円
						平成18年6月30日	41万5,000円
						平成18年12月30日	54万円
763			女	昭和19年生		平成16年3月31日	16万5,000円
						平成16年6月30日	59万6,000円
						平成16年12月30日	77万4,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成17年3月31日	16万円
						平成17年6月30日	60万7,000円
						平成17年12月29日	63万1,000円
						平成18年3月31日	13万3,000円
764			女	昭和54年生		平成16年3月31日	10万8,000円
						平成16年6月30日	39万4,000円
						平成16年12月30日	51万2,000円
						平成17年3月31日	10万6,000円
						平成17年6月30日	39万9,000円
						平成17年12月29日	52万7,000円
						平成18年3月31日	10万9,000円
						平成18年6月30日	39万9,000円
						平成18年12月30日	50万9,000円
765			女	昭和52年生		平成16年6月30日	3万3,000円
						平成16年12月30日	16万3,000円
						平成17年6月30日	8万5,000円
						平成17年12月29日	11万8,000円
						平成18年6月30日	19万7,000円
						平成18年12月30日	19万2,000円
766			女	昭和55年生		平成16年3月31日	9万2,000円
						平成16年6月30日	33万7,000円
						平成16年12月30日	43万7,000円
						平成17年3月31日	9万円
						平成17年6月30日	34万1,000円
767			女	昭和59年生		平成16年12月30日	11万5,000円
						平成17年3月31日	7万9,000円
768			男	昭和52年生		平成16年3月31日	12万6,000円
						平成16年6月30日	41万5,000円
						平成16年12月30日	56万3,000円
						平成17年3月31日	11万2,000円
						平成17年6月30日	42万円
						平成17年12月29日	59万7,000円
						平成18年3月31日	14万4,000円
						平成18年6月30日	45万4,000円
						平成18年12月30日	59万1,000円

事案 番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
769			女	昭和43年生		平成16年3月31日	7万8,000円
						平成16年6月30日	17万4,000円
						平成16年12月30日	16万9,000円
						平成17年3月31日	7万7,000円
						平成17年6月30日	17万6,000円
						平成17年12月29日	17万6,000円
						平成18年3月31日	7万8,000円
						平成18年6月30日	20万円
						平成18年12月30日	19万5,000円
770			女	昭和48年生		平成16年3月31日	10万7,000円
						平成16年6月30日	34万4,000円
						平成16年12月30日	44万7,000円
						平成17年3月31日	9万2,000円
						平成17年6月30日	15万円
						平成17年12月29日	45万2,000円
						平成18年3月31日	9万5,000円
						平成18年6月30日	34万8,000円
						平成18年12月30日	44万4,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における平成19年8月10日の標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和21年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成19年8月10日

A事業所に勤務していた申立期間に係る給与明細書をみると、平成19年8月の賞与額は35万円であり、この賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、社会保険事務所(当時)の記録では、標準賞与額は3万5,000円となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支払明細書及び事業所の支給控除一覧表から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書及び事業所の支給控除一覧表における厚生年金保険料額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会

保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 30 日から 44 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 60 年 5 月 22 日から平成 9 年 3 月 30 日まで

申立期間①については、A事業所で日給 2,000 円ぐらいを支給され、厚生年金保険料を控除されていた。

申立期間②については、B事業所で日給 9,500 円ぐらいが支給され、毎月の給料から厚生年金保険料等として3万円ぐらいを控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録から、申立人は、昭和 41 年 5 月 4 日から 44 年 2 月 20 日までの期間及び 44 年 4 月 3 日から同年 10 月 21 日までの期間において、申立てに係るA事業所とは別の事業所で勤務していることが確認できるほか、A事業所は当時の資料は保管しておらず、申立人の在職歴は不明と回答している上、同事業所の従業員（複数）は申立人を知らないと言明しており、申立人が申立期間①においてA事業所で勤務していた事実を推認できない。

また、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 申立人の同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間②の一部において、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立人は、昭和 63 年 2 月 2 日から同年 12 月 28 日までの期間及び 64 年 1 月 7 日から平成 9 年 3 月 31 日までの期間において、B事業所とは別の事業所に勤務していることが確認できる上、申立人がB事業所に勤務していたと言明した同僚は、「申立人がB事業所に勤務したのは昭和 60 年から 63 年ぐらいまでの3年間ぐらいで、

申立人が同事業所を退職した後に申立人の雇用保険の加入記録がある事業所で申立人と一緒に勤務した。」と証言しており、申立人は、申立期間②の大半（昭和 63 年 2 月 2 日から同年 12 月 28 日までの期間及び 64 年 1 月 7 日から平成 9 年 3 月 31 日までの期間）については、B 事業所に勤務していなかったと推認される。

また、B 事業所において申立人と同様の職種、同一条件で雇用されていたとするその同僚は、同事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、同僚自身も B 事業所では厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、申立人は、申立期間②当時、所持していた健康保険証の色は毎年変わっていたと記憶しているが、政府管掌健康保険の保険証は毎年度更新されるものではない一方、当時申立人が居住していた市は、国民健康保険の保険証は毎年度更新され、その色は毎年異なっていたと説明しており、申立人は、申立期間②において、国民健康保険に加入していたものと推測できる。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 773

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで  
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで

Aを養成する学校を卒業した昭和 35 年 4 月から 38 年 3 月まで、B事業所において、Aとして継続して勤務していた。途中で病気を患ったことがあるが、勤務に支障はなく、事業所側と労働組合との労使交渉において私の雇用を継続する旨の協定が結ばれているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚等の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、B事業所が保管する社会保険及び雇用保険の加入記録から、昭和 35 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37 年 11 月 10 日に同資格を喪失していることが確認でき、同事業所の事務担当者は、「申立期間について、申立人の厚生年金保険の加入を確認できない。」と回答している。

また、申立人の当時の同僚は、申立てに係る事業所では、申立期間当時、採用後数か月の試用期間が設けられていたことを証言しており、申立人はAとして昭和 35 年 8 月 23 日に県に登録されていることが確認でき、B事業所の事業主は、申立人が同事業所に採用されてからAとして登録されるまでの申立期間①に相当する期間については、試用期間として、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと推察される。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「昭和 37 年〇月 1 日」（（注）〇は二桁の数字と判読できる。）に健康保険に係る継

続療養証明書を交付した旨の記載があり、このことは、申立人がオンライン記録のとおり、37年11月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを示すものと推察される。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 774 (事案 477 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 20 日から 54 年 10 月 22 日まで

申立期間について、A事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、勤務実態が確認できない等の理由により記録の訂正は認められなかった。

今回、申立てに係る事業所において、一緒に勤務していた同僚の名前を思い出したので、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立てに係る事業所に勤務していた者から聴取しても申立人についての記憶がないと証言していること、雇用保険の加入記録も無いことなどから、申立てに係る事業所における勤務実態を推認できず、申立てに係る事業所において、申立人の申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち、一人は申立人を知っていると証言しており、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、その同僚 3 人から聴取しても、申立人が申立てに係る事業所において、申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を推認できる証言は得られない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 2 月 7 日から同年 4 月 26 日まで

昭和 47 年 5 月から 48 年 9 月まで A 事業所に継続して勤務しており、その間、厚生年金保険料も控除されていたはずであるのに、申立期間の 2 か所について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は、昭和 47 年 12 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、それまでは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間①中の昭和 47 年 9 月に A 事業所に就職した申立人の同僚は、就職時から同年 11 月までの厚生年金保険料が控除されていなかった旨を証言している。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

#### 2 申立人は、雇用保険の加入記録から、昭和 48 年 2 月 7 日に A 事業所をいったん退職し、同年 4 月 26 日に再就職していることが確認でき、この雇用保険の加入記録は、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、昭和 48 年 2 月 16 日に健康保険証が返納された旨の記録が有り、このころに申立人の健康保険被保険者資格の喪失手続きが行われたと推認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②に勤務していた申立人の同僚の中に標準報酬月額が下がっている者はいないことが確認できる一方、申立人は昭和48年2月7日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時の標準報酬月額が7万2,000円、同年4月26日に再度、同資格を取得した時の標準報酬月額は6万4,000円であり、申立期間②を経て申立人の標準報酬月額は減額しており、このことは申立人が、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失したことを示すものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。